

## トピックス

### 民泊営業が全面解禁

住宅宿泊事業法が6月15日に施行され、人を宿泊させる日数が**1年180日以内**であれば、**都道府県への届出**等を条件に民泊営業が可能となりました。

ただし、福島県の場合、①**学校と児童福祉施設の敷地の周囲100m以内**の区域については、②**土日祝日、年末年始等以外の期間は営業禁止**（「平日は営業禁止」と考えてOK）となっていますのでご注意ください。

### 休眠預金等活用法も施行

今年1月からさりげなく、**休眠預金等活用法**が施行されています。

これにより、**2019年1月1日以降**は、**過去10年間動きのない預金を休眠預金**として取り扱い、休眠預金とされた預金口座は**預金保険機構**という別組織に移され、**民間公益活動に活用**されることとなります。

預金保険機構に移されてからも、従前の金融機関で預金を払い戻すことが可能ですが、休眠預金扱いされてしまうと払戻手続が面倒になってしまう危険もありますので、放置している預金口座がないか、今のうちにご確認ください。

当事務所は、ご相談種類や内容に制限は設けておりませんので、お気軽にご相談ください。



# Vol. 11

平成30年7月発行

# 妥協なき 解決を共に



IWAKI SOGO LAW OFFICE

磐城総合法律事務所 弁護士 新妻 弘道（福島県弁護士会所属）

住所 いわき市平字作町一丁目9-3  
村山ビル4-A

TEL 0246 (38) 3145

予約専用 0120 (38) 3145

HP: <https://iwakilaw.jp/>

※URLが一部変更となっております。

ブックマーク等されている方は変更をお願いいたします！

小川尚史弁護士

（日比谷パーク法律事務所所属）  
と業務提携もしております。



## ●あつという間の弁護士人生

時間が経つのは早いもので、あつという間に**弁護士登録9年目**に入ってしまいました。来年はついに節目の弁護士登録10年目です。ずっと若手のつもりでいましたが、そこそこの中堅になってしまいました。10年も弁護士をやっていたらもう少し威厳が出ると思っていましたが、童顔でまだお肌も綺麗なせいか、全く威厳も貫禄も醸し出せておりません。悲しいことに、貫禄が出てきたのはお腹だけです（出てきたと言っても本当に少しだけです。残念ながら、妻の評価は異なるようですが（涙））。

弁護士として働いて9年目となりましたが、我ながらよく頑張ってきたと思います。「何でもできる」と大口を叩いて色々な案件を手掛け、色々な成功も失敗も体験してきたとしみじみ感じております。

「やっても絶対無駄だよ…」と思っていた敵対証人を尋問したら、それまでの頑なな主張が嘘のように当方に有利な証言をポロポロしてくれてほぼ全面的な勝訴判決を受けたり、逆に追求しすぎてかえって弁解されてしまったり、意味不明なことを言う相手と（よせばいいのに若気の至りで）電話口で大ゲンカして事務所まで押しかけられたり。

弁護士という仕事は、本当に退屈しない素敵な職業です。たまにメンタル的にしんどいこともあります。総じて仕事として選んで良かったです。「退屈な人生は嫌い」という感性の人には持ってこいの魅力的な仕事だと思います。30年やっても40年やっても、「何も分からない・1から勉強してチャレンジしなければならない」案件に巡り会えそうなので。

## ●今後のキャリアをどうしたものか

さて、そんな感覚で何でも案件をやっていた結果、「何を専門にしているの？」という質問を頂戴しても、「全部です」とか「特にありません」とか、一步間違えたら「何て自信過剰な奴なんだ!？」と思われかねない回答しかできなくなっておりました。

今後のキャリア設計もそろそろ考えないといけません。せっかく地元いわきで開業しておりますので、ぜひ、**いわきの会社・経営者の皆様の需要に応じた専門分野を1つは作っていきたい**と考えております。これは事務所開設当初から考えていた目標ですが、弁護士の敷居が高いのか、いわきの弁護士に相談しても無駄と諦められているのか、単に私が鈍感なだけなのか、「いわきの弁護士にはこんな分野を手掛けてほしいんだ！我が社のためにぜひこんな分野をやってくれ！」という希望のお声を聞く機会が減多にありません。

光栄なことにお声がけいただいたいくつかの分野については既に勉強を進めておりますが、上記ご希望があれば、ぜひ声に出して弁護士に伝えていただきたいです。そうでなければ、わざわざ地元いわきで開業した意味がありませんので。

最後は思い切りPR活動になってしまいましたが、最後までお読みいただきありがとうございます。

新妻 弘道

またプロレスの話題で恐縮です（笑）。東日本の震災の年、プロレスで被災地に元気を！というビッグイベントがありました。

現在は各団体が一堂に会す機会はほとんどないですが、「日本はみんなで一つ」の掛け声とともに、被災地に元気を届けてくれました。

その後も各地の震災時には、各団体ごとではありますが、チャリティやボランティア、募金活動等してくれています。

震災は物だけでなく気持ちまで沈ませてしまいます。今回の大阪地震でも、被災された方が一日でも早く落ち着かれることを願います。

■事務局：白石



今年の目標を「温活を始める」としてからはや半年が経過してしまいました。温活には様々な定義があるようですが、要は、「体を冷やさず、健康を維持するために意識して体を温めましょう」ということと理解しております。

夏に体を冷やしてしまうと、その後やってくる冬の体調に影響がでてしまうため、一年を通して温活することが望ましいようです。温活の予習は完璧なはずなので、そろそろ実行しようかと…思います。

■事務局：高木





## 第11回「事業承継の一般的手順③」

前回コラムで、「ステップ5：事業承継の実行」プロセスまでをご説明しました。ラストの3回目は、事業承継実行後のプロセス（会社をさらに発展させるための注意点）を説明いたします。

後継者としては、当然ながら、新たな業務分野の模索や経営の合理化といった**経営面での革新・刷新**に意識が向かいがちですが、法務リスクの削除・法に適合する内部体制の構築・内部規則等の見直しといった**法的ファクターの整備**にも注意していただく必要があります。

なお、以下の点の大半は、**本来は、事業承継を計画する段階でクリアしておくべき課題**ですので、事業承継の計画段階でも必ずご確認ください。

### 1 内部体制をどう整備するか？

会社法改正によって、会社内部の機関設計は相当自由化されております。今後の会社の経営方針、会社規模、事業内容等を考慮して、「取締役会が必要か（取締役だけで十分ではないか）？監査役会又は監査役は必要か？」という根本的な内部体制の整備を検討していただく必要があります。「無駄に重たい内部体制になっていないか？もっとスリム化できないか？」という視点でご確認ください。

また、取締役会がある場合、「重要な財産の処分等」や「多額の借財」といった事項については取締役会で決定しなければならないといった規定（会社法362条4項）もありますので、特に、「**どの内部機関が、こういった事項について決定権限を持っているのか？**」という点を意識しながら内部体制の整備をしていただく必要があります。

### 2 取締役会や株主総会をどう開催していくか？

中小企業の場合、残念ながら、「株主総会や取締役会を開催したことがない。議事録も作っていない。」という企業は相当数いらっしゃると思います。企業のコンプライアンス（法令遵守）がますます強調されている現在、さらなる成長発展のためには会社法のルールに従い適切に取締役会等を開催していくことが必要になります。

まずは、**会社の定款**で、株主総会や取締役会の招集手続・定足数等はどのように定められているかをご確認いただき、会社法の規定と比較して招集手続等が適法か、要件が重たくなっていないかを調査する必要があります。場合によっては**定款変更**を行い、バランスの取れた開催方法を定める必要があります。

### 3 労務問題の整理

会社の内部問題として度々生じるのが労働問題ですので、**就業規則が現在の法規制の内容に合致しているか？法改正に対応した内容になっているか？**という点はぜひチェックしてください。

最近でも、育児・介護休業に関する法改正が行われる等、労基法関係は頻繁に改正がなされておりますので、社会保険労務士又は弁護士といった専門家に相談する必要があります。

また、定型の就業規則を中身を精査せずに流用したため、**規則の内容と運用実態が合致していない**、「詳細は付属する〇〇規程の定めるところによる。」と書いてあるのに、**その付属規程がない**、といったことも相談時によく見受けられますので、注意が必要です。

### 4 改正民法のお勉強も必要

2020年4月1日から、改正された民法（改正された債権法部分）が施行されます。弁護士も困るほどの大改革ですので、最低でも、①**保証債務**に関する**改正**、②**定型約款**という新たな項目、③**消滅時効**の**改正**、④**法定利率**の**改正**、等はぜひ一度ご確認ください。法務省のサイト内にPDFでパンフレットも掲載されているようですので、ぜひ検索していただければと思います。

### Q1 顧問弁護士とは何ですか？

A1 相談ごとに費用をお支払いいただくのではなく、顧問契約期間中は、月額顧問料の範囲内で継続的に法律相談ができる弁護士のことをいいます。契約内容によりますが、一定回数の法律相談（契約内容によっては書面チェック等も含む）を無料で受けることができます。

### Q2 顧問弁護士を雇うメリットは何ですか？

A2 何と言っても、「**すぐに相談できる点**」, 「**会社の状況や業界を理解している**」に相談できる点が大きいと思います。顧問契約のない相談者様からのご予約の場合、当事務所ですと現状2週間程度はお待ちいただく場合がございますが、顧問契約を結んでいただいている場合であれば、数日以内にご相談いただくことが可能です。

また、顧問契約の範囲内で従業員の方や親族の方のご相談をお受けすることも可能ですので、「**従業員に対する福利厚生の一環になる**」として顧問契約を活用される企業様もいらっしゃいます。

### Q3 顧問弁護士を雇うデメリットは何ですか？

A3 依頼者サイドが感じる最大のデメリットは、「**何も相談がないときに費用が無駄になってしまう**、費用を払っているのに何もやってくれない」という点とされます。確かに、「万が一のときの掛捨て保険料で月3~5万円」と言われると、私も正直「高いなあ…」と感ずいてしまいます（苦笑）。

弁護士サイドから見ると、①社内に自前の法務部（法務社員）を持つよりはるかに**低コストで法務部門を**持てる、②**有事の際に速やかに（後回しにならずに）相談対応が可能**、という利点があるので、全く無駄なコストではないという感覚ですが、この辺りの評価ギャップは丁寧に説明して埋めていくしかないのだろうと思います。弁護士サイドでは、「企業活動において法律問題の発生は病理現象ではなく生理現象（企業活動をしていれば当然に発生する現象）」という感ずを持っていますが、この辺りの感ずのずれも少なからず影響しているのかもしれない。

当事務所では、顧問先企業様の満足度を高めて頂くため、①一定額以上の顧問契約の場合、**個別事件の費用の割引**を実施、②**顧問先様限定の定期的なニュースレター等の発行**といったサービスを行っております。

### Q4 顧問弁護士に相談するには必ず事務所に行かなければなりませんか？

A4 顧問契約がない場合は必ず事務所にお越しいただいて相談していただく必要があります。

顧問契約がある場合は、**電話、電子メール、FAXを利用した相談も可能**であり、事務所にお越しいただくなくても結構です。

さらに、**標準プラン（月5万円(税別)）以上**であれば、**弁護士が御社に出張**して会社事務所等でご相談をお受けすることも可能です。

小暑を控え、最も暑い時期となりますが、皆様お元気にお過ごしでしょうか。今回は、当事務所の**ご相談予約についてご案内**させていただきたいと思っております。

当事務所でのご相談は、**予約制**となっております。

ご相談予約は**電話またはメール**でお承りしております。

ご予約の際、当事務所では

- ・ご相談される方および相手方、その他関係する方のご氏名（漢字、フルネーム）

- ・ご相談の内容（概要で結構です）

等をお伺いし、案件の確認をさせていただいてからご相談の候補日をお伝えさせていただいております（案件の内容により、その他の事項も確認させていただくこともございます）。

特に、**利害関係の有無**を確認する必要があるため、相手方を始めとする**関係者のお名前**は細かく聞き取らせていただくこととなります。

例えば、顧問先様が相手方ですと大変なことになってしまいますので（笑）(;´・ω・)

また、合わせて相談料等のご案内もさせていただきます。

その他、ご不明な点等ございましたら、（法律のこと以外でしたら）お気軽に事務局までお問合せいただければ幸いです。

（事務局：高木）